



官民連携における 地域プラットフォーム

株式会社 日本経済研究所

調査本部 PPP推進部

部長 佐藤 友美

昨今、PPPの推進とともに、全国の地方公共団体において地域プラットフォーム（以下、「地域PF」という。）設立の動きがみられる。そこで本稿は、官民連携における地域PFの初期情報として現状及び設立に関して述べる。

地域プラットフォームとは：

地域の企業、金融機関、地方公共団体等が集まり、PPP/PFI事業のノウハウ習得と案件形成能力の向上を図り、具体的な案件形成を目指した取組み（内閣府「PPP/PFI地域プラットフォーム運用マニュアル」より）

1. これまでの地域プラットフォームの動き

①国の動き

国は、平成25年度にPPP/PFIを推進していくための「PPP/PFI推進アクションプラン」（以下、「アクションプラン」という。）において、以降10年間に取組むPPP/PFI事業の事業規模及び分野を明記し、国として積極的にPPP/PFIに取組む姿勢を示した。翌年の平成26年度にはアクションプラン実現に向けた重点的な取組みのひとつとして、地域PFの形成支援が示されたことで、以後、「地域プラットフォーム」という用語を耳にする機会が増えたといえる。

実際、内閣府では支援事業として、平成27年度に習志野市、浜松市、神戸市、岡山市、福岡市等の5地域、平成28年度に盛岡市、富山市等、滋賀県内、福井県内、佐世保市の5地域に対して、主にセミナー等の開催を通じて地域PF形成を支援してきている。また、国土交通省も、地域PFの設置及び具体案件の発掘・形成の支援を、平成27年度に12地域、平成28年度に7地域に対して実施している。

②地域の動き

地方公共団体が主体的に設立した地域PFは、前述の国の動きよりも早く平成23年度に設立された福岡PPPプラットフォームが先進事例とし

て有名である。福岡市は発注予定の事業の情報をロングリスト、ショートリストとして早期から公表し事業者の関心を高め、九州PPPセンターが事業者の受注につながる支援を担い、両者が両輪となることで地域企業のPPP受注増加につながっている。

また、地域の企業等が主体的に設置した任意団体中部PFI/PPP研究会（平成11年度設立）や、産官学金が運営している特定非営利活動法人とうほくPPP・PFI協会（平成12年度設立）等がPFIの黎明期から活動している。

最近では、地域金融機関が立ち上げた(株)九州フィナンシャルグループ（(株)肥後銀行、(株)鹿児島銀行）による九州FG PPP/PFIプラットフォーム（平成27年度設立）もあり、実施主体も多様化している。

2. 地域プラットフォームの概要

前述のように各地域で地域PFの設立が増加しており、今後も増えていくことが想定されるが、地域PFとはそもそもどういうものなのか、メリットはあるのか。冒頭に定義を示したが、地域PFは、PPPの案件形成を目指し、公共から事業者への情報提供やPPPの基礎知識を習得する場といえる。ただし、定型的な活動内容がある



■写真：意見交換を実施

わけでないため、設立目的や参加者のニーズ等に応じて官民の意見交換やワークショップ等、様々な取組みの実施が可能である。唯一、制約があるとすれば、公共が実施主体の地域PFの場合、官民連携事業の発注者でもあることから、事業者選定時の提案書の書き方に係る研修等は回答を教えるようなものとなるため実施は困難といえる。この場合、公共ができない部分を公共以外が設置した地域PF等が実施することが考えられ、実際、九州PPPセンターはそのような機能を果たしている。

地域PFのメリットは、産官学金が一堂に会す場を利用して、公共は計画がまだやわらかい段階で民間の意見を聞く機会として活用し、早期から民間の意見を取り入れることで、市場の視点も加味した確度の高い事業につなげられる。事業者にとっても、公共との意見交換を通じて発注者の考えを把握でき、また異業種とのネットワークも構築できる。

3. 地域プラットフォーム設立の留意点

地域PFは継続することで意味のある取組みになることから、ここでは継続性の観点から地域PFの留意点について触れたい。

まず、地域PFを設立する目的や必要性を関係者間で共有化することが重要である。考え方としては、地域の抱える課題が何か、その課題を解決するためにPPP導入が必要であれば、地域でPPP事業を実施する際の課題が何か。その課

題を解決するために地域PFでできることは何か、を明確にする。例えば、公共施設等総合管理計画の策定を踏まえ、着実な公共施設マネジメントの実施が地域課題となった地方公共団体も多いことから、公共施設マネジメントを切り口に地域PFの目的・必要性を設定することが考えられる。

また、事業化に係る庁内決定プロセスに地域PFを位置付けることも重要である。例えば人口20万人以上の地方公共団体が策定した優先的検討規程の運用において、庁内のPPP事業の検討過程に地域PFを組み込ませることで、民間の意見をPPP導入の可否判断の参考にすることができ、地域PFの効果的な活用、かつ継続運用が可能である。

最後に、各地域PFは試行錯誤の段階であり、実際、地域PFを運営するにあたり、マンパワーの確保、運営費の捻出、活動内容の企画等の実務面の課題も多い。また、地域PFを実施することで、PPPのノウハウ習得や案件形成につながっているのか、という効果についてもこれからである。しかし、社会状況の変化により、従来のやり方では通用しなくなっている現在、新たな取組みである地域PFはさまざまな可能性が期待できるものといえ、産官学金がそれぞれのwin-winを目指して地域PFに主体的に参加することが重要と考える。